

平成27年 12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

初めに、先日8日の日に、天皇、皇后両陛下が障害者週間にちなみまして、若葉区にあります競技用の車椅子を製造、販売しています企業を訪問され、視察されました。それによりまして、地元では大きな話題となっております、ちょうど市長、議長も訪問されたとお聞きしましたので、市民から喜びの声がたくさん私のところにも来ていますことを御報告としまして、お伝えさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、消火栓及び排水栓とスタンドパイプの活用についてお尋ねします。

これまでの議会において、密集住宅市街地における狭隘道路等での初期消火活動に、排水栓を新たな消防水利として使用できないかとの我が会派の要望に対し、本年中に排水栓を使用した初期消火活動が実施できるよう進めているとの御答弁をいただき、さらに、自主防災組織が防災用資機材を購入する場合に、限度額の範囲内で購入の助成をする対象に、初期消火資機材スタンドパイプを含める検討をするとの御答弁をいただいております。

明年の3月には、東日本大震災よりちょうど5年という大きな節目を迎えるに当たり、改めて防災、減災に対する意識を高めておく必要性を強く感じております。

例えば、地震により市内の各地域にて火災が発生した場合、交通状況により市内の道路が大幅に混雑することも考えられ、道路が消防の現場到達時間に大きな影響が生じることが予測されますが、提案をしてきた初期消火資機材スタンドパイプは、住民が直接放水し、建物の2階から3階まで約15メートル放水が可能で、従来の消火器や消火用バケツと比べ、大きな消火能力があり、火災の延焼を可能な限り阻止することができます。

少しここでスタンドパイプの紹介をさせていただきます。スライドをごらんください。

これが、初期消火資機材スタンドパイプであります。設置ボックスの中には、専用レンチ、消火用ノズル、ホースなどが収納されています。取りつけにつきましては、消火栓のふたをあけ、スタンドパイプを差し込み、ホースにつないで放水します。少し画像が見にくくて申しわけございません。

このポスターは、2013年の東京消防庁での防災週間の際、採用されました。サザエさんを初め、皆さん防災訓練を受けていますが、ちょうどタイコさんの前に設置されているのがスタンドパイプであります。ノリスケさんがホースを持ち、波平さんが放水しています。このように、3人で各自担当を持って使用するのが基本的な使い方となっているそうです。

さて、この消火資機材に関する全国初となります新たな取り組みが、相模原市に隣接する大和市におきましてスタートしたと聞き、私は先日、大和市消防署へ視察に行っていました。

同市においては、既にスタンドパイプが導入され、自主防災組織に提供、貸与されておりますが、そのいきさつは、1点目は、人口密度が川崎市に次いで県内で2番目に高く、木造住宅の密集地も多く点在し、大規模震災時に同時多発的に火災が発生した場合、消防署や消

防団だけでは対応が困難であることが予想される。

2点目は、同市の地域防災計画においては、南関東地震時の被害想定は、市域で最大1,890棟の焼失が予想されており、火災の延焼拡大を阻止することが最大の課題となっている。

3点目に、震災時における同時多発的な火災では、地域において市民が直接放水して、初期消火活動ができることが極めて重要であることから、取り扱いが容易なスタンドパイプは効果的であると考えられ、導入したとのことであります。

大和市では、平成25年度より各自主防災組織へ導入をスタートさせ、現在では150の自主防災組織中147組織に、合計269台貸与されています。また、真夜中でも絶えず人がいて、施錠管理も容易で、いつでも運び出せるという利点を生かし、全国で初となる取り組みとして、24時間営業のコンビニエンスストアとスタンドパイプの設置に関する基本協定を締結したそうであります。

大和市の大木市長も、保管場所としては、いざというときには、最もふさわしい場所と言えるのではないかと認識を示され、現在ではセブンイレブン、ファミリーマートを初め、ローソン、サークルKサンクス、スリーエフ、ミニストップの6社80店舗中40店舗までスタンドパイプの設置が進んでおります。さらに、相鉄、東急、小田急の鉄道会社3社とスタンドパイプの設置に関する基本協定の締結を済ませ、東急中央林間駅や相鉄大和駅の各駅構内へ設置も進めておりました。また、ほかにも、現在、市内20カ所のコミュニティセンターへの設置を検討しているとのことであります。

ところで、現在、大規模災害時で断水した際の応急給水対策として、消火栓等を活用する取り組みを進めている自治体が増加してきております。

スライドをごらんください。

こちらが、応急給水用資機材のスタンドパイプでございます。先ほど紹介しましたスタンドパイプの消火用のノズルを水道蛇口に交換し、使用しています。今回視察しました大和市においては、既に同スタンドパイプを応急給水用資機材として、市内33カ所の避難生活施設への設置が進んでいました。さらに、東京都では、大規模災害で断水したときに、浄水場等の給水拠点や給水車による運搬給水に加え、避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等に仮設の蛇口を設置し、避難所や断水区域への応急給水を行うこととしており、そのため、消火栓等に設置するスタンドパイプを区市町に貸与しているとのことであります。

本市での災害時における飲料水の確保については、各避難所にペットボトルを備蓄配備していますが、断水がなければ消火栓、排水栓が災害時における非常用の飲料水の確保策として、大きく利用できるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。

一つは、本年中に自主防災組織による市内設置の排水栓4,785基を活用した初期消火活動が可能になるとのことですが、市内での排水栓だけではなく、消火栓の活用も可能とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つは、消火栓や排水栓について、スタンドパイプを利用することにより、大規模災害時における飲料水確保策として、応急給水の目的でも活用するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三つは、本市においても、避難所等の公共施設にスタンドパイプを設置すべきと考えますが、本市の見解をお伺いします。

次に、生活困窮者自立支援法についてお尋ねします。

本年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。この新制度の概要は、仕事や健康などで深刻な問題を抱えた方を、生活保護受給に至る前の段階にて支え、自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないように支援することであり、新たな人生への挑戦を後押ししていく法律であります。対象者となる方は、生活保護受給者以外の生活困窮者であり、さまざまな人たちが対象になると考えられております。

本年11月の厚生労働省での発表では、現在日本における生活保護受給者数は216万3,356人、受給世帯は162万8,724世帯であり、前月より多少減少したものの、全体としては増加傾向が続いている状況とのことです。

さらに、日本の相対的貧困率は約16.1%であるとされており、また、非正規雇用労働者や年収が200万円に満たない世帯も増加している中であって、貧困世帯のうち生活保護を受給できているのは約20%にすぎないとも言われています。

本年9月時点での本市における被保護世帯数は1万5,574世帯、被保護人員は2万260人、保護率は20.9パーミルであります。平成25年度、26年度の就労支援におきまして、約1,700名の方が就労につき、159世帯が自立でき、生活保護が解除されております。このことによって、この2年間での生活保護費の削減効果は3億円以上となっているとのことです。

ただし、この相対的貧困率は資産を考慮していないため、その全てが直ちに生活に困窮しているとは限りませんが、全国の比率から考えますと、本市においてもまだまだ数多くの貧困層が存在する可能性も考えられます。そうしたことから、今回施行となりました生活困窮者自立支援法による支援が重要であります。

さて、生活困窮者自立支援法のモデル事業では全額国費負担でありましたが、施行後は一定割合となり、就労、その他の自立に関する相談を支援する自立相談支援事業、及び離職等により、住宅を失った方へ家賃相当の給付金を支給する住居確保給付金の二つの必須事業が、国庫による負担率が4分の3となっております。

また、任意事業として、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を実施する就労準備支援事業や、住居のない方に一定期間宿泊場所を提供する一時生活支援事業の二つの事業については、国庫補助が3分の2、さらに、家計管理に関する指導や資金貸し付けのあっせんなどを行う家計相談支援事業と、生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業、その他生活困窮者の自立促進を図るための必要な事業は、国庫補助2分の1として定められ、各自治体の判断にて支援を行うこととなっております。

本市では、全額国庫負担時にモデル事業としまして、新制度施行前の平成25年12月から中央区と稲毛区の2カ所に千葉市生活自立・仕事相談センターを設置し、就労支援、家計相談等の自立促進・支援に関する事業を実施しております。

一方、厚生労働省の発表によりますと、自立相談の相談窓口は設置したけれども、任意事

業を一つも実施していない自治体が 45%もあることが判明しております。これでは相談を受けても、自立支援につなぐ支援策がないこととなりかねず、制度本来の力が発揮されません。

本市においては、一時生活支援事業以外の任意事業は全て実施しており、生活困窮者の相談に応じ得る体制を整えてきていると思われまます。

そこで、実際の支援の最新の状況はどうか、お伺いします。

一つは、法律の施行後、国庫による負担率が引き下げとなりましたが、半年が経過した現在までの実施状況と取り組みの成果について、それぞれ事業ごとにお答えください。

二つは、生活困窮者をいかに早期に発見し、支援につなげられるかということが、対策上大変に重要と考えますが、早期発見、早期支援の体制として、関連部署や関連機関との連携はどのように図っているのか。

三つは、生活困窮者自立支援制度の周知が重要と考えますが、本市における生活自立・仕事相談センターをどのように市民に広報しているのか、お伺いします。

次は、子供の貧困対策推進法についてです。

日本の子供の貧困率は、最新の調査では 16.3%と発表されており、6人に1人の子供が貧困状態となっていると言われており、先進国で構成するOECD経済協力開発機構加盟34カ国の中では、日本は10番目の高さとなっております。その中で、世帯の1人当たりの所得が国民の平均的所得の半分に満たない約122万円以下で生活している、いわゆる貧困状態にある世帯の貧困率は、ひとり親家庭約146万世帯に限ると54.6%に上ります。貧困による経済格差は、子供の教育格差にもつながりやすく、成長後も希望の仕事につけず、収入が低いままになるなど、貧困の連鎖が大きな問題となっております。

子供の貧困対策推進法は、貧困の連鎖を断ち切り、生まれ育った環境によって将来が左右されることがないように、平成25年6月に我が党の推進により成立しました。さらに、同法成立を受け、昨年8月に教育、生活、保護者の就労、経済的支援などを進める子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、現在各自治体において具体的な対策が進められております。まさに、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切る環境整備と教育機会の均等は重要であります。

ここで、東京都足立区と高知市で実施している学習支援を紹介します。

足立区では、生活保護受給世帯にいる18歳未満の子供たちは、昨年では3,200人となっており、2000年から1.4倍増加している状況で、また、給食費などを補助する就学援助を受けている小中学生は、昨年では約36%と全国平均の2倍を超えており、子供の貧困対策が大きな課題となっております。

このような現状を転換するために、同区では今年度の子供貧困対策元年として、子どもの貧困対策担当部を新設し、有識者による検討会も設け、子供の家庭での生活の安定化や基礎学力の向上を目指す子どもの貧困対策実施計画案を策定しました。内容は、土日や放課後の小中学生向けの無料塾や、ひとり親の就労支援策など既存の取り組みに加えて、新規の支援策として、高校を目指す中学生向けの学習支援など約80事業を盛り込み、子供の将来に希望を与える対策が進められております。

また、高知市では、生活保護世帯の子供たちが大人になって再び保護を受ける貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護世帯の中学1年生から3年生の生徒を対象に、厚生労働省の自立支援プログラム策定実施推進事業、社会的な居場所づくり支援事業を活用し、各部が連携して、高知チャレンジ塾を開設しております。

同事業では、高校への進学率を高めるために、生徒が希望を持って進路を選択できるよう、市内5カ所で塾を開催しており、学習支援員は5カ所で70人、教員OBや大学生、地域の方などが携わって支援をする中、平成24年度では登録者336名のうち、生活保護世帯の生徒は106名で、3年生は43名いましたが、41名が高校進学しております。

このように、取り組みを進めている自治体はあるものの、子供の貧困対策に本格的に取り組んでいる自治体はまだ少ないと聞いております。生活保護世帯の子供の高校進学率が一般家庭よりも低いなど、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることが重要であり、そのためには学習支援などは非常に大事なことであると考えます。

本市の子供たちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、速やかに対策を進めていくことが必要であると考え、以下3点お伺いします。

一つは、本市の子供の貧困状況について、市としてどのように認識しているのか、お伺いします。

二つは、平成26年8月に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されてから1年以上たちますが、これまでの本市の取組状況をお伺いします。

三つは、今後、子供の貧困対策にどのように取り組んでいくのか。あわせて、子供の貧困対策を総合的に進めていくためには、法律では、都道府県には子供の貧困対策についての計画を定める努力規定があり、千葉県においても近く策定されると聞いております。市町村には計画策定の規定はないとのことですが、本市においても、子供の貧困対策を総合的に推進するためには、子供の貧困対策に関する計画を定める必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

以上、1回目の質問を終了します。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○総務局長（志村 隆君） 消火栓及び排水栓とスタンドパイプの活用についてお答えします。

まず、自主防災組織における初期消火活動に、市内の排水栓だけではなく、消火栓の活用も可能とすべきではないかについてですが、消火栓を自主防災組織が行う初期消火活動の消火用水源として活用することは、大規模災害等において地域住民による迅速な初期消火活動の充実が図られることになると考えます。

しかしながら、消火栓の使用については、千葉県水道局などとの協議が必要なことから、今後、使用条件等について協議を進めてまいります。

次に、大規模災害時における飲料水確保策として、応急給水目的でも活用すべきではないか、また、避難所等の公共施設にスタンドパイプを設置すべきではないかにつきましては、関連がありますので、あわせてお答えします。

大規模災害時の応急給水としては、非常用井戸、ペットボトル飲料水の備蓄、蛇口つき受水槽、給水車等による拠点給水のほか、民間の井戸を災害時の応急給水用に指定した防災井

戸などにより対応することとしておりますが、スタンドパイプを利用して消火栓及び排水栓を応急給水に活用することは、被害を受けた配水管の復旧状況に応じて給水拠点をふやすことが可能になるなど、応急給水体制の強化に有効な手段であると考えております。

千葉県水道局においては、本年4月に、給水区域内の各市にスタンドパイプや仮設給水栓などの資機材を貸与し、災害時に給水栓及び排水栓へ設置して応急給水を行うことについて、意向確認調査を実施しており、本市では賛同する旨を回答しているところでございます。現在、千葉県水道局では、貸与する資機材の数や条件等について検討を進めていると聞いております。

今後、スタンドパイプを利用した消火栓及び排水栓の応急給水への活用について、千葉県水道局などと連携して取り組むとともに、避難所等の公共施設への設置についても協議してまいります。

以上でございます。

○保健福祉局次長（岡部史哉君） 生活困窮者対策についてお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援法施行後の実施状況と取り組みの成果についてですが、本市では、自立支援法に基づく必須事業として自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を、また任意事業として就労準備支援事業と家計相談支援事業、さらに学習支援事業を実施しております。

本年4月から9月までの半年間の成果といたしましては、自立相談支援事業では中央と稲毛の生活自立・仕事相談センターにおきまして538人の方から相談を受け、それぞれの課題の評価、分析を行った上で、202人の方に支援計画を策定して継続支援を行うとともに、その他のの方々には、必要な情報提供や他の制度へのつなぎを行っております。

また、それぞれの事業における実績といたしましては、住居確保給付金は96人の方に新たに支給を開始し、就労準備支援事業では27人、家計相談支援事業では43人の方にそれぞれ支援を行っております。この結果、何らかの支援を受けた方々のうち、新たに就労に至った方は53人となっております。また、学習支援事業では、生活困窮世帯から9人の方が利用しております。

次に、関係機関や関係部署との連携についてですが、千葉市生活自立・仕事相談センターを周知して、生活困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、各区の社会援護課やこども家庭課、保険年金課などの窓口ポスターの掲示やチラシの配架を行ったほか、児童扶養手当の現況届や市営住宅の家賃滞納者への通知を送付する際に、チラシを同封するなどの連携を行っております。

この結果、例えば、こども家庭課の窓口で子供の学費の相談に訪れた女性に家賃の滞納があることがわかり、生活自立・仕事相談センターで支援を引き継いだケースなど、関係課の窓口から紹介されて相談に至る事例も増加してきております。

一方、千葉労働局との間で締結いたしました協定に基づき、生活保護受給者や生活困窮者への就労支援を行う自立・就労サポートセンターを、これまで市内に3カ所設置してまいりました。今月1日には、新たに千葉市自立・就労サポートセンター稲毛を開設したところでございます。これによりまして、さらに充実した体制で生活困窮者それぞれの状況に応じた

就労を支援することが可能となり、早期の自立に役立つものと考えております。

今後も、これら関係機関や関係部署との連携を深め、生活困窮者の支援に努めてまいります。

最後に、生活自立・仕事相談センターをどのように広報しているのかについてですが、これまでも市政だよりへの掲載や関係機関、民生委員への周知に加え、ハローワークや若い生活困窮者の方が利用すると考えられるインターネットカフェにもチラシの配架を依頼するなど、一人でも多くの方の目にとまるよう、広報に努めてまいりました。

今後は、就労準備支援事業の対象となった方が、事業の一環として実際にチラシの各戸配布を行うなど、相乗効果を期待した新たな方法を含めて、さらなる効果的な広報の手段を検討してまいります。

以上でございます。

○こども未来局長（石井 忍君） 子どもの貧困対策についてお答えします。

まず、本市の子供の貧困の状況についてですが、平成 25 年国民生活基礎調査では、全国の子供の相対的貧困率が 16.3%と公表され、6人に1人の子供が相対的貧困状態であると言われております。この国民生活基礎調査は、全国の世帯及び世帯員を対象として、無作為の抽出調査により行うものであることから、各市町村の貧困率は算出されておらず、本市の率も把握できない状況となっております。

しかしながら、国の子供の貧困対策に関する大綱で示されました子供の貧困に関する指標におきまして、生活保護世帯の進学率や児童養護施設の児童の進学率等、本市の数値と比較可能な指標の状況を勘案いたしますと、市内の子供たちが置かれた状況は、全国的な傾向と同様な状態にあると認識しており、必要な対策や支援により、貧困の連鎖を断ち切っていかなければならないと考えております。

次に、本市のこれまでの取組状況についてですが、国の大綱が制定され、子供の貧困対策の基本的な方針が示されましたことから、県の計画策定の動向を注視しつつ、本市といたしまして子供の貧困対策を進めるに当たり、まずは関係する保健福祉局や教育委員会との連携体制の確立を図るための庁内対策検討会議を設けることといたしました。具体的には、全庁にわたる関連施策の実施状況や、国が大綱で示した子供の貧困に関する指標について本市の状況を検証し、実態の把握に努めるとともに、子供の貧困対策に関する施策の現状と課題意識の共有を図るなどの取り組みを行っております。

最後に、子供の貧困対策にどのように取り組んでいくのか、また、子供の貧困対策計画の策定への取り組みについてですが、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な施策を推進することが重要だと考えております。

施策の大きな柱といたしまして、貧困の連鎖を防ぐための教育の支援、保護者や子供に対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、ひとり親家庭を初めとした経済的な支援などに取り組むことが必要であると考えております。

また、これらの施策を総合的に推進するための計画策定は必要なものと認識しており、子供の貧困の状況を把握するための調査を実施し、本市の実情を踏まえた計画策定に取り組ん

でまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。2回目は要望とさせていただきます。

初めに、消火栓及び排水栓とスタンドパイプの活用につきまして、災害時での市民における市内1万2,647基の消火栓の活用に関し、本市としましても、大規模災害時において地域住民による迅速な初期消火活動の充実が図られると認識しているとのことですので、千葉県水道局としっかりと協議を進めていただきますようお願いいたします。

さらに、災害時の飲料水の確保対策として、避難所へのスタンドパイプの設置も必要であります。他都市においても、大規模災害で断水した際の応急給水対策として、消火栓等を活用する取り組みが進められております。

例えば、東京都内では、応急給水拠点約200カ所に対し、消火栓は約13万カ所もあり、住民に身近な小中学校などの避難所で活用できれば、震災時における水の確保が容易になるとのことです。導入が進んでおります。スタンドパイプを利用し、災害時に消火栓及び排水栓へ設置して応急給水を行うことについては、千葉県水道局より意向確認調査があり、本市としましても、応急給水体制の強化に有効な手段であると認識しているとのことですので、千葉県水道局との協議をしっかりとお願いし、推移を見守っていきたいと思います。検討状況等につきましては、随時御報告いただければと思いますので、どうかよろしくようお願いいたします。

生活困窮者自立支援法に関しましては、新制度は生活困窮者への支援を大きく前進させる可能性を持っております。中でも重要なのは就労支援の事業であります。新制度は、福祉とは働くことができない人たちのものという、これまでの自治体の考え方の改善も必要とされ、福祉と雇用の連携が重要でございます。

先ほどの御答弁から、今年度の取り組みにつきましては、一定の成果があったものと評価いたします。関連部署や関連機関との連携に関しましては、本人が自立相談支援機関にみずからコンタクトをとることは容易でない面も考えられます。早期発見、早期支援に向けての連携をお願いするとともに、自立支援計画を策定した後も関係機関が連携して、計画に基づく継続的な支援を行うことが重要と考えます。一層の取り組みをお願いします。

広報、周知に関しましては、相乗効果を期待する新たな広報手段として、チラシの各戸配布を実施していくとのことですが、今後も一人でも多くの方々の目にとまるような取り組みをお願いします。

次に、子どもの貧困対策に関しましては、子供の貧困対策にかかわる計画策定について、本市では教育の支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを柱として、今後対策

が講じられていくことが確認できました。また、施策を総合的に推進するための計画策定は必要なものとして認識しており、子供の貧困の状況を把握するための調査を実施し、本市の実情を踏まえた計画策定に取り組んでまいりますと、取り組みについての具体的な御答弁をいただきました。

東京都足立区の子どもの貧困対策担当部では、11月より小学校1年生の家庭を対象とした生活実態調査を実施しており、調査結果を今後の貧困解消施策に生かしていくとのことであります。貧困の連鎖を断ち切り、生まれ育った環境で将来が左右されないように、子供の貧困対策を未来への投資と捉え、生活困窮者自立支援法とあわせて、総合的な貧困対策に取り組んでいくべきと考えます。当局におかれましては、着実に対策を進めていただきますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了します。御清聴大変にありがとうございました。（拍手）